

飼養衛生管理基準(豚・いのしし)が 改正されました！

飼養衛生管理基準(豚、いのしし)が3月9日に公布され、7月1日から施行されます。主な変更点は以下のとおりですので、遵守をお願いします。

～伝染病から豚を守り抜きましょう！！～

○ 畜舎ごとの専用の衣服及び靴の使用(7月1日から)

畜舎に入る際は畜舎ごとに専用の衣服(大臣指定地域に限る。)及び靴を着用してください。



○ 防護柵の設置(11月1日から)

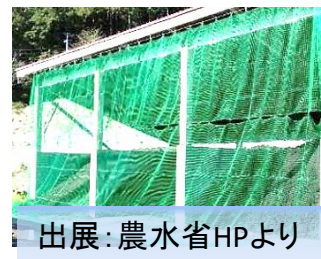
衛生管理区域に野生いのししが侵入しないよう防護柵を設置してください。さらに定期的に柵の破損状況を確認し、必要に応じて修繕を行ってください。



○ ネット等の設置、点検及び修繕(11月1日から)

野鳥等の野生動物の侵入を防止できる防鳥ネット(網目2cm以下)を設置してください。

※防鳥ネットには廃棄漁網の再利用も可能ですので、ご希望の方は当所に連絡して下さい。



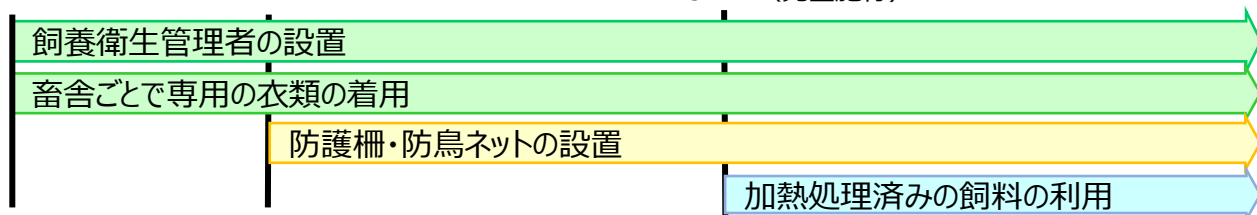
○ 処理済みの食品循環資源の使用(令和3年4月1日から)

食品循環資源を原材料とする飼料を使用する場合は、適切な加熱処理を行い、処理前の原材料で汚染されることのないようにしてください。

R2.7.1 (施行)

R2.11.1 (一部施行)

R3.4.1 (完全施行)



飼養衛生管理基準の施行スケジュール

家畜に異常を認めたら、直ちに当所まで連絡をお願いします！

京都府南丹家畜保健衛生所 TEL 0771-42-3308(夜間・休日は転送されます)